

## 雇用保険料率の変更

令和4年10月1日から雇用保険・被保険者負担割合が変更となりました。

事業の種類	令和4年4月1日～同年9月30日			令和4年10月1日～令和5年3月31日		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000	<b>5/1,000</b>	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000	<b>6/1,000</b>	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000	<b>6/1,000</b>	10.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

$$\boxed{\text{(被保険者の賃金総額)} \times \text{(被保険者負担率)}}$$

被保険者負担分の雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

- ・ 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合 : 50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。
- ・ 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合 : 50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。